

令和5年7月3日
東紀州産業活性化事業推進協議会

1 事業目的

東紀州地域の事業者が、大都市圏などのニーズを踏まえた付加価値の高い商品づくりを行うため、県内外で活躍するデザイナーや料理研究家及びバイヤー等の連携により、事業者の状況に応じて、商品の改良・開発から流通までの一貫した伴走型支援を行い、商品開発・販路開拓を推進し、東紀州地域の持続的な発展と活性化に寄与することを目的としています。

2 事業内容

大都市圏などへの販路開拓を目指し、付加価値の高い商品づくりを行い、主体的に販路開拓に取り組もうとする事業者を、(一社) 東紀州地域振興公社から業務委託を受けた株式会社岐阜県商品開発研究所が募集し、下記の事業内容のサポートを行うものです。

※商品開発等に伴う経費は、一定の金額を超える分については自己負担となります。
また、専門家の派遣についても、一定の派遣回数を超える経費については自己負担となります。

(1) 伴走型支援

コーディネーターの総合的な助言とともに、販路開拓に向け商談会での成約を円滑に進められるように、支援事業者ごとに相応しい専門家を必要に応じて充て、支援を行います。

(2) 専門家の活用による支援

コーディネーターと共に、必要な商品PRやデザイン戦略のサポートができるように、支援事業者ごとに相応しい専門家を充て、支援を行います。

(3) 販路開拓支援

(1)～(2)でプロデュースした付加価値の高い商品の販路開拓につなげるために、効果的・効率的にPRできる場の提供を行います。

(4) フォローアップ

支援結果をフォローアップする場を設けます。

(5) その他支援

より効果的な商品開発から販路開拓につなげるために必要と判断する場合、上記(1)～(4)以外の支援を行います。(例：クラウドファンディング等)

3 事業実施期間

審査による採択の決定日 ～ 令和6年3月15日(金)

4 公募資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 東紀州産業活性化事業推進協議会の会員である者
 - (ア) 東紀州地域の農林水産業者（個人農家、農業法人など）、東紀州地域に事業所を持つ商工業者
 - (イ) 東紀州地域の農林水産団体、商工団体
 - (ウ) その他、協議会が適当と認める団体等
- (2) 大都市圏などへの販路開拓を目指し、主体的に販路開拓に取り組もうとする者
- (3) 本事業を的確かつ円滑に遂行するための人材を有するとともに、本事業を遂行するための経営基盤を有し、誠実に本事業を遂行できる者
- (4) 他の事業者と取引（販売実績）のある者
- (5) 令和2・3・4年度に本事業による支援を受けていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者に該当しない者
- (7) 三重県及び東紀州5市町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）が賦課徴収するすべての県税、市町税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者
- (8) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条第4号（暴力団）、第5号（暴力団関係者）、第6号（暴力団関係法人等）に基づく定義に該当すると認められない者

5 応募の手続き

(1) 公募期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月14日（金）まで（17時必着）

(2) 応募書類

①以下の書類を様式に従って作成してください。

なお、様式の電子ファイルについては、下記 URL にアクセスして必要事項を入力の上ダウンロードしてください。

URL : <https://higashikishu-bansou.jp/>

書類	郵送	E-mail
01 公募申請書（様式第1号）	正本1部、副本2部	電子ファイル
02 申請者に関する書類 ・企業等の事業概要及び商品がわかる資料 (任意)	正本1部、副本2部	電子ファイル

※郵送する書類は、上記の順番どおりに左上をクリップで留めたものを3セット用意し、一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「東紀州伴走型支援事業 応募書類」と記載してください。

※E-mail で送付する書類は、それぞれの電子ファイルに上記のとおりの名前をつけ、一つにまとめたフォルダを圧縮したファイルを添付してください。添付ファイル名は、「東紀州伴走型支援事業 応募書類」としてください。

②提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③採択された場合には、「一般社団法人東紀州地域振興公社情報公開実施規程」に基づき情報公開の対象となりますのでご了承ください。

④応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、採択の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等及びE-mailにより本事業の受託業者である次の法人あてに提出してください。

<郵送・宅配便等>

〒505-0005 岐阜県美濃加茂市蜂屋町中蜂屋1818番地

株式会社岐阜県商品開発研究所 「東紀州伴走型支援事業」事務局あて

<E-mail>o.akiba@gpdl2020.com

※持参による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

※公募期間を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で公募期間最終時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付してください。

6 審査・採択について

(1) 審査方法

専門的な知識を有するコーディネーター等による書類審査を行い、総合的に評価し支援事業者を決定します。

(2) 審査基準

応募書類に基づき、以下の内容を審査のうえ、総合的な評価を行います。

①応募書類に不備がないか。

②応募資格を満たしているか。

③事業を遂行するための人材、経営基盤を有しているか。

④伴走型支援を受けたい商品の課題が明確か。

⑤販路開拓の取組や今後の展開等の内容が具体的であるか。

(3) 採択数

採択数は、4事業者です。

(4) 採択結果の決定及び通知について

採択された支援事業者については、(一社)東紀州地域振興公社のホームページ等で公表するとともに、当該事業者に対し、その旨を「東紀州伴走型支援事業」事務局から連絡します。

なお、審査の経過や採択されなかった理由等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

7 問い合わせ先・事務局

株式会社 岐阜県商品開発研究所「東紀州伴走型支援事業」事務局

<電話>090-9914-5975 (担当:秋場)

<E-mail>o.akiba@gpd12020.com

※受付時間は9時から17時まで(土日曜日、祝日除く)

※ご連絡の際は、必ず「東紀州伴走型支援事業について」とお問い合わせください。